

# 経済産業省

20240426資第4号  
令和6年4月26日

玄海町長 脇山 伸太郎 殿

経済産業大臣 齋藤 健

原子力発電環境整備機構による文献調査の実施についての御理解  
と御協力について

特定放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査について、貴町内でご議論いただいていることに、深く感謝申し上げます。

戦後日本は、経済発展の過程において、半世紀以上にわたり原子力発電の恩恵を享受してまいりました。その結果、全国にある原子力発電所では多くの使用済燃料が発生している中で、特定放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。

文献調査は、処分地選定に直結するものではなく、関心を示していただいた市町村の地質等に関する文献・データを調査分析して情報提供することを通じて、市町村でこの事業について議論を深めていただくためのものであり、いわば、対話活動の一環と考えています。

文献調査後の概要調査地区等の選定に当たっては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）第4条第5項に規定されているとおり、「当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重」することとしており、経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはありません。

結果として、仮に文献調査だけを実施することとなった場合でも、今後の理解活動の促進や技術的ノウハウ蓄積の観点から、非常に意義があるものと考えています。

貴町におかれましては、玄海町旅館組合、玄海町飲食業組合、玄海町防災対策協議会からそれぞれ提案のあった、特定放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査への応募に関する請願について、貴町議会において御議論いただき、この度、当該請願を採択いただくなど、前向きな議論を行っていただいているものと承知しています。また、資源エネルギー庁から原子力発電環境整備機構に対し、貴町の区域での調査の実施見込みを確認したところ、別添のとおり、その見込みがある旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）に基づき、下記のとおり申し入れさせていただきますので、御検討をお願い申し上げます。

この事業を巡っては、様々な御意見があります。貴町内外での議論において、御要望がございましたら、いつでも職員を派遣し、説明や情報提供を行うなど、積極的に対応していくことをお約束いたします。

（参考）「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」（令和5年4月28日閣議決定）（抄）

## 第2 概要調査地区等の選定に関する事項

また、国は、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、地域における機構等の取組や、関係団体・関係地方公共団体等の検討・対応状況を踏まえ、段階的に、当該関係団体・関係地方公共団体等に申し入れるものとする。

## 記

貴町の区域において、最終処分法第6条第1項に規定する文献調査を実施すること。